

「鴨居チョイボラ」規約

20240915版

第一条(名称及び事務所)

本会は「鴨居チョイボラ」と称し、事務所を鴨居会館内に置く。

住所:横浜市緑区鴨居4-13-1 鴨居会館

電話:045-935-1073

第二条(区域)

本会の区域は、横浜市緑区鴨居一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目並びに鴨居町及び竹山町の一部とする。

但し、スマホ相談会の場合は、鴨居ケアプラザの担当範囲を含むこととする。

第三条(組織)

本会は、鴨居連合自治会並びにその単位自治会の役員と賛同し登録されたチョイボラサポーター(以下「SP」という)を以って構成する。

第四条(目的)

本会は、横浜市高齢者生きがい活動促進事業に呼応し、支援を必要とする高齢者等住民のニーズに応える活動を行うことを目的とする。

第五条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本会の趣旨に賛同し出資された事業費補助金や助成金等で事業を運営する。
- (2) 運営母体は鴨居連合自治会とし、単位自治会や賛同者の協力を得て運営する。但し、SP派遣事業として「いきいきサロン鴨居」が運営する「スマホ相談会」に、いきいきサロン鴨居の要請に基づき講師としてSPを派遣する。
- (3) 住民ニーズ把握のため必要に応じアンケート等意見聴取を行う。
- (4) その他、本会事業と住民の利益拡大のため事業内容(含謝礼金)の見直しや発展的事業内容の多様化を図る。
- (5) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (6) 会計報告は監事による監査後、債務保証人である鴨居連合自治会三役会に行う。

第六条(資金)

- (1) 運営資金は、外部からの浄財(助成金・補助金・協力金等)で賄うものとする。
- (2) 費用が収入を上回る場合(赤字)が生じた時は、鴨居連合自治会がこれを担保(債務保証)する。

第七条(役員の構成)

本会の運営に当たり次の役員を置く。

委員長1名、副委員長2名、会計1名、監事1名、受付取次責任者1名、事務局長1名、コーディネーター(以下「CO」という)8名、サポーター(SP)若干名。

そして道具類を格納するための小屋を設置し、管理者を置く。

第八条(役員の資格)

委員長は、連合自治会会長とする。

副委員長は、連合自治会三役会役員の中から選出する。

会計は、連合自治会の会計(副主査)が当たる。監事は連合の監事が当たる。

受付取次責任者は会館運営委員長及び会館受付代表担当者とする。

事務局長は連合の特任理事とする。

コーディネーターは、原則単位自治会会長とする。

サポーターは、自ら申し出て登録された者とする。

第九条(役員の任期)

自治会の任期に準ずる。

第十条(会議等)

(1) 毎年、鴨居連合自治会総会終了後役員会を開催し、運営の見直し、規定の役員見直し等を行う。

(2) 役員会には当会役員その他、役員会で必要と認めた者を参加させることが出来る。

(3) 本規約に記載のない事項は、役員会で検討し決定する。

(4) 役員会には過半数の出席を求める。

第十一条(運営その他)

(1) 万が一に備えて保険に加入する。

(2) 依頼者対応や業務・技術の向上を図るため研修会を行う。

(3) 業務に必要な機材の購入や格納庫の設置を行う。

第十二条(規約の改廃)

規約の改廃は、役員会に於いて、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第十三条(細則の制定)

本規約施行のために必要な細則は、役員会の議決を経て、委員長が定めることとする。

第十四条(規約の施行)

本会の規約は平成30年6月1日より施行する。

第十五条(本会の設立と正式運用期日等)

本会の設立は平成29年5月1日。

本会の準備期間は平成29年5月1日ー平成30年9月31日。

本会の試行期間は平成30年10月1日ー平成31年3月31日。

本会の正式運用は平成31年(2019)年4月1日からとする。

規約類の改版履歴

R1(2019).7.9 事務局長及び小屋の管理者関連追加。

R3(2021).6.4 監事の追記

R6(2024).9.8 スマホ相談会の立場など実態に合わせた改版

R6(2024)9.15 CO会議(9.14)に基づく改版 徳永